

「なはし起業創業ガイドブック（仮称）共同発行事業」仕様書

1. 概要

市内で起業・創業される方または創業間もない方向けに、起業・創業に必要な手続きや制度などの情報を無償で提供するために、「なはし起業創業ガイドブック（仮称）」（以下「ガイドブック」という。）を企業等の広告を活用して那覇市と選定された民間業者等（以下「共同発行者」という。）が共同で発行する。

2. 規格等

名 称	なはし起業創業ガイドブック（仮称）
内 容	起業・創業の必要な手続きや那覇市の支援施策、市内事業者が活用できる各種制度等について、起業・創業間もない事業者等に周知するために情報をまとめたもの。
規 格	A5 判（縦 210 mm×横 148 mm）横書き、左開き
ペ ー ジ 数	表紙・裏表紙・広告を含め 50 頁程度
紙 質	コート紙又はマットコート紙 ※用紙の連量は米坪 81.4～157.0g/m ² とする
印 刷 色	フルカラー
製 本 加 工	無線綴じまたは中綴じ
発 行 部 数	1500 部以上
広 告 割 合	全紙面に対する広告の割合を 30%以下とする。 なお、掲載する各広告には、「広告」と表示すること。
校 正	文字校正 3 回、色校正 1 回
作業について	本市の支援制度情報は、市から提供する。広告等を含む掲載内容については、必要な確認・校正作業を行うこと。
発 行 元	那覇市 商工農水課
納 入 期 限	令和 9 年 4 月 30 日まで
納 入 場 所	那覇市役所本庁舎 6 階 商工農水課
そ の 他	冊子の納品と合わせて、全ページ分の電子データ（PDF 等）を格納した電子記録媒体を納品すること（市ウェブサイトにて掲載予定）

※本規格等に関しては、ガイドブック制作に係る基準を示すものであり、規格や発行部数等、これを示す仕様を上回ることを妨げるものではない。

3. 業務分担

- (1) 冊子の制作に必要な行政情報等を、本市が共同発行者へ提供し協議の上、決定するものとする。
- (2) 共同発行者は、冊子の企画、広告の募集・営業、デザイン、編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 共同発行者は、冊子の企画、デザイン、編集等について、那覇市と十分に協議するものとする。
- (4) 本市と共同発行者は、本件発行物の校正作業を協力して行い、事業者は本市の校了をもって印刷を開始するものとする。なお、協定期間内において、落丁や乱丁などがあるときは、共同発行者にて差し替え対応をするものとする。
- (5) 共同発行者は、冊子の納品時に、PDF 形式のデータもあわせて納品する。

4. 広告

- (1) 冊子に掲載する広告については、次に該当するものは掲載しないものとする。
 - ア 公共性を損なう恐れのあるもの
 - イ 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
 - ウ 暴力団、その他反社会的団体が関与するとみとめられるもの
 - エ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
 - オ 公序良俗に反するもの
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に関するもの
 - キ 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - ク 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - ケ 商品先物取引及び貸金業に類するもの
 - コ 人権を害するおそれのあるもの
 - サ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
 - シ 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
 - ス そのほか市長が広告掲載として適当でないと認めるもの
- (2) 共同発行者の広告掲載に関しては、本市が内容の確認を行う。また、その内容が(1)に基づき冊子に適さないものであると本市が判断した場合は、全体又は一部を那覇市と協議のうえ変更する。
- (3) 冊子に掲載するそれぞれの広告は、すべて共同発行者が募集することとし、その収入は共同発行者に属する。

5. 留意事項

- (1) 著作権に関して、本市からの情報提供分については本市に、それ以外については共

同発行者に帰属する。

- (2) 共同発行者は、冊子の発行に関する事項（本市が提供した情報を除く）のすべてについて、一切の責任を負う者とする。
- (3) 共同発行者は、「なはし起業創業ガイドブック（仮称）」への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、共同発行者又は広告主の責任及び負担において解決に努めるものとする。ただし、本市の責めに帰する場合はこの限りではない。
- (4) 共同発行者は、本事業の実施に伴い入手する個人情報や市内部情報の取り扱いについては、その管理体制を確立し、情報の漏洩等の事故がないように努めること。また、本事業が完了した後も同様とする。
- (5) 本仕様書に明示のない事項は、那覇市の指示もしくは協議の上、決定する。